

目

次

	頁
第 1 2 4 号議案 平成 2 5 年度埼玉県一般会計補正予算（第 3 号）	1
第 1 2 5 号議案 平成 2 5 年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第 2 号）	8

第124号議案

平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成25年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144,786千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,685,600,890千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		153,037,125	139,712	153,176,837
	2 国庫補助金	42,244,332	139,712	42,384,044
13 繰越金		736,166	8,982	745,148
	1 繰越金	736,166	8,982	745,148
14 諸収入		44,854,673	52,092	44,906,765
	4 受託事業収入	8,353,621	52,092	8,405,713
15 県債		311,246,000	△56,000	311,190,000
	1 県債	311,246,000	△56,000	311,190,000
歳入合計		1,685,456,104	144,786	1,685,600,890

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		88,263,065	△90,158	88,172,907
	4 環境費	11,410,432	△90,158	11,320,274
11 災害復旧費		41,257	234,944	276,201
	1 農林水産施設災害復旧費	29,837	79,905	109,742
	2 土木施設災害復旧費	11,420	155,039	166,459
歳出合計		1,685,456,104	144,786	1,685,600,890

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	4 環境費	国場の 資源循環工場 第Ⅱ期事業費	5,384,830	平成22年度	50,000	5,384,830	平成22年度	50,000
				平成23年度	1,797,262		平成23年度	1,797,262
				平成24年度	2,009,516		平成24年度	2,009,516
				平成25年度	1,528,052		平成25年度	1,437,894
							平成26年度	90,158

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県立久喜図書館耐震改修設計業務	平成26年度	15,090

第4表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	29,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
広域廃棄物埋立処分場整備事業	1,512,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,427,000		(補正前に同じ。)	

平成25年12月2日提出

埼玉県知事 上田清司

第 1 2 5 号議案

平成 2 5 年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 5 年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 2 5 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第 1 款 事 業 費	42, 125, 602	22, 325	42, 147, 927	
第 1 項 営 業 費 用	35, 592, 501	22, 325	35, 614, 826	

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司